

証券コード 1417  
平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番36号  
株式会社ミライト・ホールディングス  
代表取締役社長 鈴木 正 俊

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、インターネットウェブサイト(<http://www.evotep.jp/>)よりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、平成29年6月27日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都江東区豊洲五丁目6番36号  
株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室  
(末尾に記載の会場案内図をご参照ください)
3. 目的事項
  - 報告事項
    - 1.第7期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2.第7期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)  
計算書類の内容報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 取締役1名選任の件
    - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- (お 願 い) ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人より議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合には限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ・インターネットウェブサイトより議決権を行使される場合は、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- ・当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定としております。ご不便、ご迷惑をおかけすることになります。ご了承くださいませようお願い申し上げます。また、当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただく予定としておりますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) ・本招集ご通知の株主総会参考書類および添付書類の内容について、修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<http://www.mirait.co.jp/>) にて修正の内容を開示いたします。
- ・本招集ご通知に添付して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.mirait.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」となります。
- ・株主総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただきご意見を賜りたく存じます。

## <インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月27日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【証券口座に関してお問い合わせの株主様へ】

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。  
なお、特別口座に関するご照会および住所変更等のお届けは、下記の連絡先に照会をお願いいたします。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（月曜日～金曜日 午前9時～午後5時、通話料無料）

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績や配当性向などにも配慮しつつ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。また、内部留保資金は、今後の財務体質の強化と企業価値を高めるための事業展開に活用することとしております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

これにより中間配当金1株当たり15円を含めた年間配当金は1株当たり30円となります。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき15円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は1,190,948,025円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日といたしたいと存じます。

**第2号議案** 取締役1名選任の件

取締役坂下啓輔氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p>ほそ かわ まさ よし 細川 雅由 (昭和33年6月16日生)</p>	<p>平成23年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社取締役法人事業本部第二法人営業本部長 平成23年8月 同社取締役第三営業本部長 平成27年6月 株式会社ミライト・テクノロジーズ取締役常務執行役員ソリューション事業本部副本部長 平成28年7月 同社取締役常務執行役員東京支店長兼ソリューション事業本部副本部長（現在）</p>	<p>0株</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 細川雅由氏は、豊富な経営経験を基に株式会社ミライト・テクノロジーズにおけるソリューション分野の責任者として事業推進に貢献しております。今後は、当社において同氏の優れた人格・見識と高い経営能力を活かすため、取締役候補者としております。</p>		

- (注) 1. 細川雅由氏は新任の取締役候補者であります。  
2. 細川雅由氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役児玉結介氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、北島圭二氏は児玉結介氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
きたじま けいじ 北島圭二 (昭和29年1月21日生)	平成11年7月 西日本電信電話株式会社法人営業本部ソリューション ビジネス部プロジェクト推進部長 平成17年4月 株式会社NTTアプリエ代表取締役社長 平成22年7月 株式会社コミュニチュア(現 株式会社ミライト・テ クノロジーズ) 常務執行役員営業本部副本部長兼営業 本部西日本営業部長 平成24年6月 同社取締役常務執行役員営業本部長 平成26年2月 同社取締役常務執行役員ソリューション事業本部長 平成27年6月 同社取締役専務執行役員経営企画本部長(現在)	7,812株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 北島圭二氏は、株式会社ミライト・テクノロジーズにおける経営管理およびソリューション分野の責任者としての豊富な経験・知見を有することから、今後、取締役の職務執行の監督を遂行するに適任であり、監査役候補者としております。		

- (注) 1. 北島圭二氏は新任の監査役候補者であります。  
 2. 北島圭二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 北島圭二氏は、平成29年6月13日に開催予定の株式会社ミライト情報システムの定時株主総会において、同社の監査役に就任予定であります。  
 4. 北島圭二氏は、平成29年6月23日に開催予定の株式会社ミライト・テクノロジーズの定時株主総会において、同社の取締役を退任し、同社の監査役に就任予定であります。  
 5. 当社は、現行定款第39条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、北島圭二氏が選任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。  
 その契約内容の概要は次のとおりであります。  
 ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。  
 ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

## 事業報告

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

2016年度におけるわが国経済については、企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調が継続しました。

情報通信分野においては、固定通信分野で光コラボレーションモデルが進展し、移動体通信分野ではキャリアアプリケーションやアドオンセルなどの新技術による高速化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。

さらに、太陽光、蓄電池など新エネルギー分野の進展や、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた社会インフラの再構築、IoT社会の実現に向けた動きなど当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況のもと、当社グループは中長期的な視点に立った取り組みを強化し、「総合エンジニアリング&サービス会社」として事業ポートフォリオの構造転換と経営基盤の強化を推進してまいりました。

NTT事業においては、設備運営業務や設備改善提案、土木事業の拡大に取り組む一方で、事務所統合などの業務改善施策を推進し、利益率の改善に取り組みました。

マルチキャリア事業では、モバイル関連において第4世代移動通信システム(LTE-Advanced)工事の拡大に努めたものの、前期からの繰越工事が減少したことに加え、工事が年度末に集中したことから年度内に完成する工事が減少しました。一方、グローバル関連においてはミャンマーで携帯電話のバックボーン回線工事を行うMIRAIT Technologies Myanmar Co.,Ltd.を連結化し、売上・利益の確保に努めました。

環境・社会イノベーション事業においては、電線地中化工事、太陽光発電設備工事(メガソーラー、屋根型ミドルソーラー)の受注拡大はあるものの、電気・空調工事や蓄電池工事が減少したこと等により、売上・利益ともに減少しました。

ICTソリューション事業においては、700MHzTV受信障害対策工事の拡大のほか、株式会社トラストシステム(ソフト会社)、Lantrovision(S)Ltd(シンガポールのLAN配線会社)、株式会社ホープネット(技術者派遣会社)のM&A効果により、受注・売上の拡大が図られたことに加え、ソフト不採算案件の解消により、利益面も大幅に改善しました。

一方で、健全な財務体質の維持を目的として転換社債型新株予約権付社債(総額165億円)を発行するとともに、株主還元の充実と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、自己株式の取得(228万株、24億9千9百万円)を実施いたしました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は3,233億8千9百万円(前期比24.0%増)、売上高は2,832億3千6百万円(前期比5.1%増)、営業利益は100億6千1百万円(前期比64.2%増)、経常利益は105億9千万円(前期比57.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は64億3千7百万円(前期比77.3%増)と増収増益となりました。

#### [ミライトの業績]

ミライトは、「総合エンジニアリング&サービス会社」として、受注・売上の拡大と利益回復に向けて、今後の柱となる事業の拡大、事業を支える人材の育成、安全・品質の強化に積極的に取り組みました。

NTT事業においては、光コラボレーションモデルの進展に伴うサービス総合工事のほか、設備改善提案の強化、生産性向上と事業効率化に積極的に取り組みました。

マルチキャリア事業では、モバイル関連においてLTE-Advanced、キャリアアグリゲーション工事等の受注拡大はあったものの、前年度からの繰越工事が減少したこと等により売上・利益ともに減少しました。

環境・社会イノベーション事業においては、電気工事等大規模案件の受注獲得はあったものの、太陽光発電設備工事の進捗遅れや蓄電池工事の減少等により売上・利益ともに減少しました。

ICTソリューション事業においては、昨年度発生したソフトウェア開発での不採算案件の収束に加え、700MHzTV受信障害対策工事の拡大、株式会社トラストシステムの連結子会社化及び大明ビジネスメイト株式会社と株式会社ホープネットの合併等により売上・利益ともに大幅に増加しました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は2,027億7千9百万円（前期比16.8%増）、売上高は1,750億8千2百万円（前期比2.1%減）、営業利益は73億2千3百万円（前期比61.6%増）となりました。

#### [ミライト・テクノロジーズの業績]

ミライト・テクノロジーズは、ベースドメインの安定と底上げ、フロンティアドメインの開拓と発展、人とチームの自立（自律）化の取り組みを推進しました。

NTT事業においては、積極的な設備改善提案に加え、電柱更改工事の推進などにより受注・売上の確保に努めました。

マルチキャリア事業では、モバイル関連において大型設備投資による受注拡大はあるものの、新規ビジネス展開の取り組み成果までには至らず、売上・利益ともに減少しました。一方、グローバル関連においては、MIRAIT Technologies Myanmar Co.,Ltd.を連結化するなど現地法人の事業安定化に積極的に取り組みました。

環境・社会イノベーション事業においては、太陽光発電設備工事や電線地中化工事、上下水道工事に加え、LED設置工事などの受注拡大に積極的に取り組みました。

ICTソリューション事業においては、ソフト事業の拡大等に加え、ストックビジネスの強化を図るため、データセンターの建設（平成30年度事業開始予定）を開始しました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は1,140億7百万円（前期比18.2%増）、売上高は1,056億8千6百万円（前期比4.9%増）、営業利益は15億8千4百万円（前期比1.3%増）となりました。

### [ミライト・シンガポールの業績]

Mirait Singapore Pte.Ltd.は、2016年6月に子会社化したLantrovision(S)Ltdグループの経営管理を行っております。

Lantrovision(S)LtdグループはLAN配線等の設計・施工・保守を手掛けるアジア最大手の企業として、シンガポールをはじめ13ヶ国・地域28都市において事業を展開しております。当期につきましては、シンガポール、香港、フィリピンなどで大型の配線工事に取り組みました。また、日本企業のアジア進出及び多国籍企業の日本拠点に対する営業連携を行うなどミライトグループ内でのシナジー創出にも積極的に取り組みました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は153億9千2百万円、売上高は120億5千2百万円、営業利益は7億7千9百万円となりました。

(注) ミライト・シンガポールの業績に関する各数値については、9ヶ月間の連結経営成績の数値を記載しております。

### [当社（持株会社）の業績]

当社は、持株会社として、グループの経営戦略などの企画機能や、財務・IR・総務機能等を担っていることなどから、事業会社から経営管理料及び受取配当金を受領し、グループの経営管理や事業戦略の推進等を実施してまいりました。その結果、営業収益は42億1千3百万円（前期比2.7%減）、営業利益は26億7百万円（前期比2.0%減）となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は46億6千6百万円であります。その主なものは、データセンターの建設によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主にLantrovision(S)Ltd社買取に関わるブリッジローンの返済資金として平成28年12月29日に転換社債型新株予約権付社債165億円を発行いたしました。

なお、当社は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に管理し、効率的に運営しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は転換期を迎えております。情報通信分野においては、固定と移動、通信と放送の融合による多彩なサービスが拡大しつつあり、特に移動体通信においては、LTE-Advanced、新周波数による高速かつ大容量の通信サービスの普及・進展が期待されています。

また、IoT時代に向けたクラウド、センサー、オフィスソリューションに対する需要の高まりや、2020年に向けた社会インフラの再構築等、当社グループを取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが予想されます。

このような環境のなか、当社グループは事業基盤・人材基盤を強化し、クラウド、ストックビジネス、Wi-Fi、ソフトウェア、環境・エネルギー、グローバルなど多くの成長分野を積極的に拡大する必要があります。

一方、NTT事業においては生産性向上・業務の効率化に継続して取り組む必要があり、また、モバイル関連事業においても、工事の小規模・大量化に対応するため、さらなる施工効率の向上を図る必要があります。

さらに、社会的に少子高齢化、働き手不足が進むなか、当社グループは協力会社も含め皆が安心して働けるよう労働環境の整備、安全対策の徹底等を進めることにより、事業の担い手確保に努めるとともに、IoTの活用など働き方を能動的に変化させていく必要があります。

このような状況のもと、当社グループは次のような課題に取り組んでまいります。

##### ①事業領域の拡大

- ・NTT事業における土木事業や設備改善提案などの売上拡大
- ・モバイル分野におけるLTE-Advancedや新周波数関連工事などへの積極的な取り組み推進
- ・太陽光O&Mやミドルソーラーなど環境・エネルギー分野の拡大
- ・700MHzTV受信障害対策やデータセンター、海外関連ビジネスなどICT分野の拡大

##### ②生産性の向上

- ・重層構造の見直しによる施工及びマネジメント体制の効率化
- ・工事量の変動や小規模・大量工事への対応強化
- ・受注及び施工管理の徹底等による収支の改善

##### ③企業文化の変革・ミライトブランドの確立

- ・「安全」を最優先とした現場力の再構築
- ・働き方改革や人材育成（資格取得等）の取り組み強化
- ・コーポレートガバナンス向上などのCSRを推進

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 平成26年 3月期	第 5 期 平成27年 3月期	第 6 期 平成28年 3月期	第 7 期 平成29年 3月期 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	282,026	293,690	260,710	323,389
売 上 高 (百万円)	277,720	283,747	269,537	283,236
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,186	11,108	3,631	6,437
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	87.30	136.58	44.65	79.81
総 資 産 額 (百万円)	175,992	192,700	194,978	218,053
純 資 産 額 (百万円)	114,173	126,184	126,599	128,837
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,362.61	1,510.59	1,511.74	1,570.53

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第7期より当社グループの役員を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、1株当たり純資産額を算定するために期末発行済株式総数から、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株 式 会 社 ミ ラ イ ト	5,610	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
株 式 会 社 ミ ラ イ ト ・ テ ク ノ ロ ジ ー ズ	3,804	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
Mirait Singapore Pte.Ltd.	14,940	100.0	通信設備工事会社の経営管理

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む53社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
株 式 会 社 ミ ラ イ ト	東京都江東区豊洲 5-6-36	46,106	102,876

(7) 主要な事業内容

当社グループは「総合エンジニアリング&サービス会社」の実現を目指して、情報通信エンジニアリングを中心として以下のような事業活動を展開しております。

事業種別	内容
N T T 事業	・NTTのパートナー会社として、光ファイバー網構築、IPネットワーク・NGNなどの通信インフラ設備の調査・設計、建設、保守・運用
マルチキャリア事業	・移動体通信の基地局、各種モバイル設備の設計・折衝、建設・試験、調査・保守・運用 ・NCC向け固定通信設備、CATV工事、海外での通信キャリア向け工事等
環境・社会イノベーション事業	・環境・新エネルギー関連設備の設計、建設、保守・運用 ・電気設備・空調設備等の設計、建設、保守・運用 ・CCBOX等の土木工事
ICTソリューション事業	・情報通信システムの設計、工事、保守・運用 ・ソフトウェアの開発、保守・運用 ・通信機器、ネットワーク関連商品の販売等

(8) 主要な営業所及び拠点

株式会社ミライト・ホールディングス (当社)		東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト (子会社)	本社	東京都江東区
	支店	北海道支店 (札幌市)、東北支店 (仙台市)、福島支店 (郡山市)、栃木支店 (栃木市)、茨城支店 (水戸市)、千葉支店 (千葉市)、神奈川支店 (横浜市)、信越支店 (長野市)、東海支店 (名古屋市)、北陸支店 (金沢市)、西日本支店 (大阪市)、京都支店 (京都市)、兵庫支店 (神戸市)、中国支店 (広島市)、四国支店 (高松市)、九州支店 (福岡市)、沖縄支店 (那覇市)
株式会社ミライト・テクノロジーズ (子会社)	本社	大阪府大阪市
	支店	群馬支店 (高崎市)、埼玉支店 (さいたま市)、東京支店 (東京都江東区)、名古屋支店 (名古屋市)、京都支店 (京都市)、関西支店 (大阪市)、大阪支店 (大阪市)、兵庫支店 (神戸市)、奈良支店 (橿原市)、和歌山支店 (岩出市)、九州支店 (福岡市)、沖縄支店 (那覇市)
Mirait Singapore Pte.Ltd. (子会社)	本社	シンガポール共和国

(注) 株式会社ミライト・テクノロジーズは平成28年7月1日付で名古屋支店及び関西支店を新設しております。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
ミ ラ イ ト	4,702 名
ミ ラ イ ト ・ テ ク ノ ロ ジ ー ズ	2,887
ミ ラ イ ト ・ シ ン ガ ポ ー ル	983
当 社	103
合 計	8,675

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
103名	1名増	42.0 歳	15.9 年

(注) 従業員数は、主として当社の連結子会社からの出向者で構成され、平均勤続年数の算定にあたっては、当該会社の勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三井住友銀行	558百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	111百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 330,000,000株

(2) 発行済株式の総数 85,381,866株

(3) 株 主 数 19,917名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住 友 電 気 工 業 株 式 会 社	16,236千株	20.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,425	4.31
住 友 電 設 株 式 会 社	2,488	3.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,306	2.91
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,301	2.90
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,655	2.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,403	1.77
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1,355	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,266	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,240	1.56

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (5,985,331株) を控除して計算しております。  
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項及び定款第7条の定めにより、自己株式を取得しております。

取 締 役 会 決 議	取 得 株 式 数	取 得 価 額
平成28年12月13日	2,283,100株	2,499,994,500円

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社が、平成28年12月13日開催の取締役会決議に基づき発行した2021年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（額面総額165億円）に付された新株予約権の概要は、次のとおりであります。

新株予約権の数	3,300個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,061,403株
転換価額	1株当たり 1,368円
新株予約権の行使期間	2017年1月12日から 2021年12月16日の銀行営業終了時 (いずれもルクセンブルク時間) まで
新株予約権付社債の残高	16,500百万円

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況		
代表取締役社長	鈴木正俊	財 務 部 長 兼エムズ・プレインセンタ所長兼財務サポート部長 新ビジネス推進室長 経営戦略部長 総務人事部長 兼エムズ・プレインセンタ総務人事サポート部長	株式会社ミライト 代表取締役社長 株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長		
代表取締役副社長	高 畠 宏 一		株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役		
取 締 役	桐 山 学				
取 締 役	坂 下 啓 輔				
取 締 役	原 隆 一				
取 締 役	山 本 康 裕				
取 締 役	木 村 正 治			国立研究開発法人国立成育医療研究センター 理事 田辺 総 合 法 律 事 務 所 パートナー 上智大学法科大学院 非常勤講師 虎の門病院 治験審査委員会委員 楽天銀行株式会社 取締役	
取 締 役	海老沼 英 次				
常 勤 監 査 役	松 尾 正 男				株式会社ミライト・テクノロジーズ 常勤監査役 株式会社アットストリーム 代表取締役 株式会社ヴァイナス 監査役 大研 医 器 株 式 会 社 取 締 役
常 勤 監 査 役	十 河 政 史				
監 査 役	児 玉 結 介				
監 査 役	大工舎 宏				

- (注) 1. 平成28年6月28日開催の第6回定時株主総会において、原隆一、山本康裕の両氏が新たに取締役に、十河政史氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役木村正治、海老沼英次の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役松尾正男氏及び監査役大工舎宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役大工舎宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

退任時の会社 における地位	氏名	退任日	退任時の担当及び 重要な兼職の状況
取締役	吉村辰久	平成28年6月28日付 任期満了	株式会社ミライト 代表取締役
取締役	十河政史	平成28年6月28日付 任期満了	総務人事部 部長 兼エムズ・ブレインセンタ総務人事サポート部長
取締役	小暮啓史	平成28年6月28日付 任期満了	経営戦略部 部長 Mirait Singapore Pte.Ltd. マネージングディレクター
取締役	高江洲文雄	平成28年6月28日付 任期満了	株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役相談役
取締役相談役	八木橋五郎	平成28年6月28日付 任期満了	
常勤監査役	田中信義	平成28年6月28日付 任期満了	

6. 当事業年度中に取締役の地位・担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	年月日	変更前	変更後
高江洲文雄	平成28年6月22日付	取締役兼株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役会長	取締役兼株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役相談役
八木橋五郎	平成28年6月24日付	取締役相談役兼株式会社ミライト 取締役相談役	取締役相談役

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

①当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	97百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	48百万円 (24百万円)
合 計 (うち社外役員)	18名 (4名)	145百万円 (33百万円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、平成23年6月28日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬等を年額3億円以内（うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内）、監査役の報酬等を年額7千万円以内、また、取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
3. 上記の取締役及び監査役の支給人員及び支給額には、当事業年度中に退任した取締役5名及び監査役1名を含んでおります。
4. 上記の取締役の支給額には、業績連動型株式報酬による当該事業年度の費用計上を含んでおります。なお、本制度につきましては、平成28年6月28日開催の第6回定時株主総会において1.に記載の報酬等の総額とは別枠で決議いただいております。

②社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 木村正治氏は、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの理事を兼任しておりますが、当社と国立研究開発法人国立成育医療研究センターとの間に重要な取引等はありません。
- ・取締役 海老沼英次氏は、田辺総合法律事務所のパートナー、上智大学法科大学院の非常勤講師、虎の門病院の治療審査委員会委員及び楽天銀行株式会社の取締役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- ・監査役 大工舎宏氏は、株式会社アットストリームの代表取締役、株式会社ヴァイナスの監査役及び大研医器株式会社の取締役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	木村 正治	取締役会16回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外取締役	海老沼 英次	取締役会16回全てに出席しており、弁護士としての経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外監査役	松尾 正男	取締役会16回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から発言しております。
社外監査役	大工舎 宏	取締役会16回のうち15回に出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から発言しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	104百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人より説明を受けた当事業年度の会計監査計画における監査日数や人員配置などの内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性の判断を始めとした前事業年度の監査実績の検証と評価、報酬の前提となる見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上表の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであり、継続的に改善・向上に努めております。

①当社及びその子会社から成る企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア)当社は、当社及びその子会社から成る企業集団(以下、企業集団という)全体の役員、従業員を含めた行動規範としての行動指針を定め企業集団の全ての役員、従業員に周知し、その行動を規律する。

また、取締役に関しては、「取締役会規程」等により、その適切な運営を確保するとともに、意思疎通を円滑化し、相互の業務執行を監視するほか、重要な事項に関しては、外部専門家(顧問弁護士等)の意見、助言を受ける等により、法令・定款違反行為の未然防止及び経営機能に対する監督強化を図る。

なお、取締役が他の取締役による法令・定款違反に疑義のある事実を発見した場合は、速やかに監査役会及び取締役会に報告し、違反行為の未然防止又はその是正を図る。

(イ)当社は、企業倫理憲章等において、反社会的勢力とは、断固として対決し、毅然とした態度で対応することを掲げ、関係排除に取り組むものとする。

(ウ)代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、企業集団各社が推進者等を配置し、コンプライアンス意識の浸透・維持・確立を図る。

(エ)財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守して、整備・評価・是正を行なうことにより適正な内部統制システムを構築する。

(オ)企業集団各社は、より風通しの良い企業風土の醸成を期し、企業ヘルプライン(申告・相談窓口)を開設し、適切な情報伝達の整備・運用を図る。

(カ)法令等遵守体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を強化するため、内部監査部門を拡充し、適切な監査業務を確保する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、適正かつ効率的な業務運営に資することを基本とし、以下の取り組みを行う。

(a)文書(電磁的記録を含む。以下「文書」という。)及びその他の情報の保存・管理について必要事項を定めた、「文書取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を制定する。

(b)文書の保存(保管)期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書取扱規程」に各文書の種類毎に定める。

(イ)文書等について、取締役又は監査役から閲覧要請があった場合、速やかに当該文書等を提出する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア)リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定する。
- (イ)代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の実効性を確保する。
- (ウ)業務監査室は、リスク管理体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を実施する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則、毎月1回定期的に開催し、特に法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項について関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に則り、審議の決定及び報告を行う。
- (イ)取締役への業務委嘱については、組織の構成と業務範囲等を定めた「組織・業務分掌規程」及び責任・権限等を定めた「責任規程」等の社内規程に基づき、適切な責任分担による組織運営の徹底、効率的な業務運営を図る。
- (ウ)取締役会において、独立した立場にある社外取締役の職務執行等が効率的に行なわれるようにし、他の取締役の職務執行に対する監視機能の強化を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、企業集団が適正な事業運営を行い、その成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

- (a)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制整備
- (b)子会社の損失の危険の管理体制、危険発生時における当社への連絡体制の整備
- (c)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備
- (d)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請された場合は、監査役補助者を配置することとする。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を配置する場合は、補助者の任命、解任、人事異動等の人事面等に関する規程を定め、その独立性を確保する。

⑧前⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者を配置する場合、監査役補助者を、監査役の指揮命令下に置くものとする。

- ⑨当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制  
(ア)当社の取締役及び使用人は、企業集団の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、監査役へ速やかに報告する。  
(イ)前(ア)に拘らず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役等に対して報告を求めることができる。
- ⑩子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
(ア)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、当社の監査役へ速やかに報告する。  
(イ)前(ア)に拘らず、当社の監査役は必要に応じ、いつでも子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。
- ⑪前⑨号及び⑩号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
前⑨号及び⑩号により報告をした者が、報告をしたことを理由として、何ら不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑫監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行について生じた費用及び債務については、当社が適正に支払処理を行う。
- ⑬その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保する体制  
(ア)監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。  
(イ)監査役は、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。  
(ウ)監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門と定期的、随時に意見及び情報交換を行い、意思疎通を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の体制に則った運用を実施しており、当事業年度における主な取り組みは次のとおりです。

### ①職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みの状況

従来より、企業文化を形成するための基礎である「経営の基本理念」「行動指針」と合わせ、企業倫理に関する基本方針と具体的行動指針をまとめた「企業倫理憲章」を「ミライトWAY」として体系化し、企業集団の全役員、全従業員に周知徹底しております。

また、「コンプライアンス規程」により当社のコンプライアンス推進活動に関わる基本的事項を定めるとともに、全ての役員、従業員を対象として、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

「コンプライアンス委員会」においては、企業集団内の個別課題について審議するとともにコンプライアンス推進活動の進捗状況を管理しており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、コンプライアンス推進活動の実効性を確認しております。

### ②損失の危険の管理に関する取り組みの状況

「リスク管理規程」により、企業集団としてリスク管理についての基本方針及び推進体制を定めるとともに、リスク管理計画に基づき、様々なリスクに対する確に対応しております。

「リスク管理委員会」においては、リスク管理状況及び企業集団内の個別課題について審議することとしており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、リスク管理の実効性を確認しております。

### ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月1回その他、必要に応じて随時開催しており、当事業年度は16回開催しています。

また、取締役会においては、社内規程に基づき取締役会に付議すべき事案はすべて審議され、各事案について活発な意見交換がなされるとともに、四半期毎に各取締役の職務執行状況についても報告されております。

なお、取締役会の実効性評価も実施し、その機能の向上を図っております。

④企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

「子会社管理規程」等により、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備を図るとともに、その運用状況の報告を受けております。また、内部監査部門によるモニタリング(実査)も実施しております。

なお、企業集団全体に大きな影響を及ぼす重要な案件については子会社から報告、協議を受けてその管理を行うこととしております。

また、企業集団における内部通報制度を整備し、問題が生じた場合の直接把握と早期対処を図るとともに、「コンプライアンス委員会」に報告しております。

⑤内部監査の取り組みの状況

内部監査部門は内部監査計画に基づき、企業集団の全組織、全子会社を対象として内部監査を実施し、業務の適正性についてモニタリングしております。また、その結果については取締役会等に報告しております。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保する取り組みの状況

監査役は、稟議書等を常時閲覧するほか、取締役会及び各種委員会等に出席し、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握しております。また、監査役と代表取締役社長、会計監査人等が意見交換を行うことにより意思疎通を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

~~~~~  
(注)本事業報告中の記載金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                   |         | 負 債 の 部                   |         |
|---------------------------|---------|---------------------------|---------|
| 科 目                       | 金 額     | 科 目                       | 金 額     |
| 流 動 資 産                   | 151,323 | 流 動 負 債                   | 59,112  |
| 現 金 預 金                   | 34,550  | 支 払 手 形                   | 289     |
| 受 取 手 形                   | 1,409   | 工 事 未 払 金                 | 40,483  |
| 完 成 工 事 未 収 入 金           | 86,883  | 短 期 借 入 金                 | 710     |
| 売 掛 金                     | 3,330   | 未 払 金                     | 3,107   |
| 未 成 工 事 支 出 金 等           | 17,607  | 未 払 法 人 税 等               | 1,023   |
| 繰 延 税 金 資 産               | 2,671   | 未 成 工 事 受 入 金             | 3,774   |
| 前 払 費 用                   | 569     | 工 事 損 失 引 当 金             | 800     |
| 未 収 入 金                   | 1,188   | 賞 与 引 当 金                 | 4,228   |
| そ の 他 金                   | 3,157   | 役 員 賞 与 引 当 金             | 70      |
| 貸 倒 引 当 金                 | △45     | 完 成 工 事 補 償 引 当 金         | 4       |
|                           |         | そ の 他                     | 4,619   |
| 固 定 資 産                   | 66,730  | 固 定 負 債                   | 30,104  |
| 有 形 固 定 資 産               | 34,609  | 転 換 社 債 型 新 株 予 約 権 付 社 債 | 16,577  |
| 建 物 及 び 構 築 物             | 23,617  | 長 期 未 払 金                 | 607     |
| 機 械、運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品 | 10,655  | 繰 延 税 金 負 債               | 3,556   |
| 土 地                       | 18,643  | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債   | 41      |
| リ ー ス 資 産                 | 1,280   | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 70      |
| 建 設 仮 勘 定                 | 2,387   | 株 式 報 酬 引 当 金             | 52      |
| 減 価 償 却 累 計 額             | △21,974 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 8,444   |
| 無 形 固 定 資 産               | 6,963   | 資 産 除 去 債 務               | 76      |
| 顧 客 関 連 資 産               | 2,289   | そ の 他                     | 677     |
| の れ ん                     | 3,137   | 負 債 合 計                   | 89,216  |
| ソ フ ト ウ ェ ア               | 1,454   | 純 資 産 の 部                 |         |
| そ の 他                     | 82      | 株 主 資 本                   | 120,423 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産           | 25,157  | 資 本 金                     | 7,000   |
| 投 資 有 価 証 券               | 20,865  | 資 本 剰 余 金                 | 26,043  |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産         | 746     | 利 益 剰 余 金                 | 92,679  |
| 繰 延 税 金 資 産               | 731     | 自 己 株 式                   | △5,299  |
| 敷 金 及 び 保 証 金             | 1,272   | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 3,709   |
| そ の 他 金                   | 1,664   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 4,161   |
| 貸 倒 引 当 金                 | △122    | 土 地 再 評 価 差 額 金           | △98     |
|                           |         | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | △409    |
|                           |         | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | 56      |
|                           |         | 非 支 配 株 主 持 分             | 4,704   |
| 資 産 合 計                   | 218,053 | 純 資 産 合 計                 | 128,837 |
|                           |         | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 218,053 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目                          | 金 額   |         |
|------------------------------|-------|---------|
| 完 成 工 事 高 価                  |       | 283,236 |
| 完 成 工 事 原 価                  |       | 249,699 |
| 完 成 工 事 総 利 益                |       | 33,536  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          |       | 23,475  |
| 営 業 外 利 収 益                  |       | 10,061  |
| 受 取 配 当 息                    | 84    |         |
| 受 取 配 当 金                    | 464   |         |
| 保 険 解 約 返 戻 金                | 131   |         |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益          | 152   |         |
| そ の 他                        | 170   | 1,004   |
| 営 業 外 費 用                    |       |         |
| 支 払 手 数 息 料                  | 52    |         |
| 支 払 替 手 差 損                  | 257   |         |
| そ の 他                        | 87    |         |
| 経 常 利 益                      | 78    | 475     |
| 特 別 利 益                      |       | 10,590  |
| ゴ ール 別 フ 会 員 権 売 却 益         | 11    |         |
| 段 階 取 得 に 係 る 差 益            | 49    |         |
| そ の 他                        | 14    | 76      |
| 特 別 損 失                      |       |         |
| 損 害 賠 償 金                    | 65    |         |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 114   |         |
| 事 業 再 編 費 用                  | 54    |         |
| 訴 訟 関 連 費 用                  | 50    |         |
| そ の 他                        | 93    | 377     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益        |       | 10,288  |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 2,420 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額                | 1,087 | 3,507   |
| 当 期 純 利 益                    |       | 6,781   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 |       | 344     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 |       | 6,437   |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部  |         | 負 債 の 部       |         |
|----------|---------|---------------|---------|
| 科 目      | 金 額     | 科 目           | 金 額     |
| 流動資産     | 21,219  | 流動負債          | 23,653  |
| 現金預金     | 19,277  | 未払金           | 188     |
| 短期貸付金    | 796     | 未払法人税等        | 14      |
| 繰延税金資産   | 39      | 未払消費税等        | 15      |
| 未収入金     | 1,061   | 預り金           | 23,297  |
| その他      | 44      | その他           | 137     |
| 固定資産     | 81,657  | 固定負債          | 16,585  |
| 有形固定資産   | 48      | 転換社債型新株予約権付社債 | 16,577  |
| 建物       | 39      | 株式報酬引当金       | 8       |
| 備品       | 9       | 負債合計          | 40,239  |
| 無形固定資産   | 7       | 純資産の部         |         |
| ソフトウェア   | 6       | 株主資本          | 62,637  |
| その他      | 0       | 資本金           | 7,000   |
| 投資その他の資産 | 81,601  | 資本剰余金         | 57,261  |
| 関係会社株式   | 79,895  | 資本準備金         | 2,000   |
| 長期貸付金    | 1,653   | その他資本剰余金      | 55,261  |
| その他      | 52      | 利益剰余金         | 3,636   |
|          |         | その他利益剰余金      | 3,636   |
|          |         | 繰越利益剰余金       | 3,636   |
|          |         | 自己株式          | △5,260  |
|          |         | 純資産合計         | 62,637  |
| 資産合計     | 102,876 | 負債・純資産合計      | 102,876 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

# 損益計算書

(自 平成28年 4月 1日  
至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額   |       |
|-----------------------|-------|-------|
| 営 業 収 益               |       |       |
| 経 営 管 理 料             | 1,650 |       |
| 関 係 会 社 受 取 配 当 金     | 2,562 | 4,213 |
| 営 業 費 用               |       |       |
| 一 般 管 理 費             |       | 1,605 |
| 営 業 利 益               |       | 2,607 |
| 営 業 外 収 益             |       |       |
| 受 取 利 息               | 15    |       |
| 未 払 配 当 金 除 斥 益       | 4     |       |
| そ の 他                 | 21    | 42    |
| 営 業 外 費 用             |       |       |
| 支 払 利 息               | 32    |       |
| 為 替 差 損               | 23    |       |
| 社 債 発 行 費             | 21    |       |
| そ の 他                 | 5     | 82    |
| 経 常 利 益               |       | 2,567 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 2,567 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 18    |       |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 0     | 18    |
| 当 期 純 利 益             |       | 2,548 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社ミライト・ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金井 沢治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミライト・ホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社ミライト・ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 永井 勝  | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 金井 沢治 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 春山 直輝 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に則って、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社ミライト・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 松尾正男 ㊟  
(社外監査役)

常勤監査役 十河政史 ㊟

監査役 児玉結介 ㊟

監査役 大工舎 宏 ㊟  
(社外監査役)

以上



## 会場案内図

会場 株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室  
東京都江東区豊洲五丁目6番36号 (〒135-8111)  
(ヒューリック豊洲プライムスクエア内)

### <交通のご案内>

東京メトロ 有楽町線 豊洲駅6a出口 (徒歩約3分)

ゆりかもめ線 豊洲駅 (徒歩約3分)

(注)駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください  
ますようお願い申し上げます。

